

兵庫県公報

平成20年 8月 1日 金曜日 第 2001 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
特定計量器所在場所定期検査の実施（工業振興課）	1
平成20年度地籍調査事業計画（農地整備課）	2
平成20年度地籍調査事業の実施（同）	2
道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	2
昭和41年兵庫県告示第150号（県道路線認定に関する告示）の一部改正（同）	3
昭和48年兵庫県告示第1048号（県道路線認定に関する告示）の一部改正（同）	3
重点的撤去区域の指定（河川整備課）	3
平成5年兵庫県告示第93号西播都市計画下水道事業上郡町公共下水道の事業計画の変更認可（下水道課）	4
道路の位置指定（建築指導課）	4
公安委員会規則	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察本部長等への委任に関する規則の一部を改正する規則	4

公布された法令のあらまし

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察本部長等への委任に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第10号）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正により、指定暴力団員による損害賠償請求等の妨害に対する公安委員会の命令（以下「命令」という。）が規定されるとともに、命令を警察署長に行わせることができることとされることに伴い、命令は警察署長が行うこととした。

告 示

兵庫県告示第791号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第4号までに該当する質量計に係る所在場所定期検査を次のとおり実施する。

平成20年 8月 1日

兵庫県知事 井戸敏三

検査実施区域	検査実施期日	検査実施場所
相生市、たつの市、赤穂市、西脇市黒田庄町、三木市（吉川町の区域を除く。）、川西市、小野市、三田市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、多可郡、加古郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡	平成21年3月9日から同月31日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の期間で別に通知する期日	その質量計の所在の場所

兵庫県告示第792号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成20年度の地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成20年 8月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
兵庫県	佐用郡佐用町のうち乃井野	平成20年 8月から 平成21年 3月まで
豊岡市	豊岡市のうち竹野町森本及び竹野町坊岡	同 上

兵庫県告示第793号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第7条の規定により、平成20年度の地籍調査事業を次のとおり実施する。

平成20年 8月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業計画が公示された日
平成20年 8月 1日
- 2 調査を実施する者の名称
兵庫県
- 3 調査地域
佐用郡佐用町のうち乃井野
- 4 調査期間
平成20年 8月から平成21年 3月まで

兵庫県告示第794号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年 8月 1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年 8月 1日から 2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 8月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 1 2 号	姫路市香寺町溝口字蔵ノ前1154番 1 から 同 市香寺町溝口字京次982番 5 まで	旧	7.0から 11.0まで	379.0	
		新	9.0から 37.0まで		
同 上	神崎郡神河町吉富字川原46番 2 から 同 郡同 町吉富字片山1862番 1 まで	旧	10.0から 45.0まで	451.0	
		新	14.0から 47.0まで		

兵庫県告示第795号

昭和41年兵庫県告示第150号(県道路線認定に関する告示)の一部を次のように改正し、平成20年8月1日から施行する。

平成20年 8月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

「

429	内海山崎線	宍粟市千種町岩野辺字内海		
		宍粟市山崎町		

」

を

「

429	岩野辺山崎線	宍粟市千種町岩野辺		
		宍粟市山崎町		

」

に改める。



兵庫県告示第796号

昭和48年兵庫県告示第1048号(県道路線認定に関する告示)の一部を次のように改正し、平成20年8月1日から施行する。

平成20年 8月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

「

20	大沢内海線	宍粟市山崎町大沢		
		宍粟市千種町内海		

」

を

「

20	大沢岩野辺線	宍粟市山崎町大沢		
		宍粟市千種町岩野辺		

」

に改める。



兵庫県告示第797号

プレジャーボートによる公共の水域等の利用の適正化に関する要綱(平成13年兵庫県告示第966号)第10条の規定に基づき、重点的撤去区域を次のとおり指定し、平成20年11月1日から施行する。

なお、関係図面は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年 8月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

河川名	上流端	下流端

西汐入川	左岸 姫路市大津区真砂町98番地先 右岸 同 市大津区吉美206番 3 地先	左岸 姫路市大津区勤兵衛町 5 丁目15番 2 地 先 右岸 同 市大津区吉美422番 1 地先
	ただし、左岸側の姫路市大津区真砂町142番 1 地先から同市大津区真砂町39番26地先に至る間の掘り込み部を除く。	

兵庫県告示第798号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年 8 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
赤穂郡上郡町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成 5 年兵庫県告示第93号西播都市計画下水道事業上郡町公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 平成 5 年 1 月19日から平成21年 3 月31日まで
変更後 平成 5 年 1 月19日から平成26年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

兵庫県告示第799号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成20年 8 月 1 日から但馬県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成20年 8 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H20但豊位置 0002号	20.7.18	豊岡市日撫字ナンゴ286番10の一部	6.00	84.80

公 安 委 員 会 規 則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察本部長等への委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8 月 1 日

兵庫県公安委員会
委員長 小 倉 修 悟

兵庫県公安委員会規則第10号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察本部長等への委任に関する規則の一部を改正する規則

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する兵庫県公安委員会の事務の兵庫県警察本部長等への委任に関する規則（平成 4 年兵庫県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「又は第30条」を「、第30条又は第30条の 3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。